

令和7年度分 市民税・県民税の所得金額等の計算方法について

「収入金額」・「所得金額」とは

「収入金額」とは、事業（農業、漁業、自営業、不動産賃貸等）の場合、いわゆる売上金額がそのまま収入金額となります。会社に勤務されている場合、手取り額ではなく源泉徴収税額や特別徴収税額や社会保険料等が天引きされる前の金額が収入金額となります。公的年金を受給されている場合、振り込まれた金額ではなく源泉徴収税額や特別徴収税額や社会保険料等が天引きされる前の金額が収入金額となります。

「所得金額」とは、事業（農業、漁業、自営業、不動産賃貸等）の場合、収入金額から必要経費を差し引いた金額が所得金額になります。会社に勤務されている場合、実際の必要経費ではなく、給与収入金額に応じて定められている給与所得控除額を給与収入金額から差し引いた額が給与所得金額になります。公的年金を受給されている場合も、年金支払額に応じて定められている年金所得控除額を年金収入金額から差し引いた額が年金所得金額になります。
 ※この文書にある「収入」・「所得」は全て前年中（令和6年1月1日から令和6年12月31日まで）の収入金額や所得金額のことを指します。

給与所得・雑（公的年金等）所得の計算

○給与所得の速算表

給与等の収入金額の合計額(a)	給与所得の金額 ※1円未満の端数切捨て	
～ 550,999	0円	
551,000 ～ 1,618,999	(a) - 550,000円	
1,619,000 ～ 1,619,999	1,069,000円	
1,620,000 ～ 1,621,999	1,070,000円	
1,622,000 ～ 1,623,999	1,072,000円	
1,624,000 ～ 1,627,999	1,074,000円	
1,628,000 ～ 1,799,999	(a) ÷ 4 = (b)	(b) × 2.4 + 100,000円
1,800,000 ～ 3,599,999	※(b)は千円未満の端数切捨て	(b) × 2.8 - 80,000円
3,600,000 ～ 6,599,999		(b) × 3.2 - 440,000円
6,600,000 ～ 8,499,999	(a) × 0.9 - 1,100,000円	
8,500,000 ～	(a) - 1,950,000円	

※給与の収入金額が850万円を超え、(1)のいずれかに該当する場合は、(2)の所得金額調整控除額を給与所得から控除できます。

(1) 適用対象者

- ・本人が特別障害者に該当する人 ・年齢が23歳未満の扶養親族を有する人
- ・特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する人

(2) 所得金額調整控除額

{給与等の収入金額(1,000万円超の場合は1,000万円)-850万円} × 10% = 控除額(小数点以下切上げ)

(注) この控除は、扶養控除と異なり、同一生計内のいずれか一方のみの所得者に適用するという制限がありません。したがって、例えば、夫婦ともに給与等の収入金額が850万円を超えており、夫婦の間に1人の年齢23歳未満の扶養親族である子がいるような場合には、その夫婦双方がこの控除の適用を受けることができます。この控除を適用する場合は市民税・県民税申告書裏面「14 所得金額調整控除に関する事項」を記入してください。

※次の(1)に該当する場合は、(2)の所得金額調整控除額を給与所得から控除します(上記※の所得金額調整控除の適用がある場合はその適用後の給与所得金額から控除します)。

(1) 適用対象者

給与所得控除後の給与所得と公的年金等に係る雑所得の金額があり、その合計額が10万円を超える人

(2) 所得金額調整控除額

{給与所得控除後の給与等の金額(10万円超の場合は10万円)+公的年金等に係る雑所得の金額(10万円超の場合は10万円)} - 10万円 = 控除額

○公的年金等に係る雑所得の速算表

●65歳未満（昭和35年1月2日以後に生まれた人）

公的年金等の収入金額の合計額(c)	雑所得の金額 ※1円未満の端数切捨て
～ 600,000	0円
600,001 ～ 1,299,999	(c) - 600,000円
1,300,000 ～ 4,099,999	(c) × 0.75 - 275,000円
4,100,000 ～ 7,699,999	(c) × 0.85 - 685,000円
7,700,000 ～ 9,999,999	(c) × 0.95 - 1,455,000円
10,000,000 ～	(c) - 1,955,000円

●65歳以上（昭和35年1月1日以前に生まれた人）

公的年金等の収入金額の合計額(c)	雑所得の金額 ※1円未満の端数切捨て
～ 1,100,000	0円
1,100,001 ～ 3,299,999	(c) - 1,100,000円
3,300,000 ～ 4,099,999	(c) × 0.75 - 275,000円
4,100,000 ～ 7,699,999	(c) × 0.85 - 685,000円
7,700,000 ～ 9,999,999	(c) × 0.95 - 1,455,000円
10,000,000 ～	(c) - 1,955,000円

※上記の「公的年金等に係る雑所得の速算表」は、公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円以下の場合に対応した計算表です。公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円を超える場合は違う計算となりますので、詳細は税務課個人市民税係へお問い合わせください。

所得から差し引かれる金額(所得控除)の計算

社会保険料控除	前年中に支払った、国民健康保険税、介護保険・国民年金等の保険料の合計額																				
小規模企業共済等掛金控除	前年中に支払った、小規模企業共済法の共済契約に係る掛金、確定拠出年金法の企業型・個人型年金加入者掛金、心身障害者扶養共済制度に係る掛金の合計額																				
生命保険料控除	前年中に、生命保険や生命共済の保険料を支払った場合 ①平成24年1月1日以降に締結した保険契約等（新契約） ②平成23年12月31日以前に締結した保険契約等（旧契約）																				
	①新生命保険料の計	②旧生命保険料の計																			
	③新個人年金保険料の計	④旧個人年金保険料の計																			
	⑤介護医療保険料の計																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>支払保険料の計①</th> <th>控除額</th> <th>支払保険料の計②</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～12,000円</td> <td>①の全額</td> <td>～15,000円</td> <td>②の全額</td> </tr> <tr> <td>12,001～32,000円</td> <td>①×1/2+6,000円</td> <td>15,001～40,000円</td> <td>②×1/2+7,500円</td> </tr> <tr> <td>32,001～56,000円</td> <td>①×1/4+14,000円</td> <td>40,001～70,000円</td> <td>②×1/4+17,500円</td> </tr> <tr> <td>56,001円～</td> <td>28,000円</td> <td>70,001円～</td> <td>35,000円</td> </tr> </tbody> </table>	支払保険料の計①	控除額	支払保険料の計②	控除額	～12,000円	①の全額	～15,000円	②の全額	12,001～32,000円	①×1/2+6,000円	15,001～40,000円	②×1/2+7,500円	32,001～56,000円	①×1/4+14,000円	40,001～70,000円	②×1/4+17,500円	56,001円～	28,000円	70,001円～	35,000円
支払保険料の計①	控除額	支払保険料の計②	控除額																		
～12,000円	①の全額	～15,000円	②の全額																		
12,001～32,000円	①×1/2+6,000円	15,001～40,000円	②×1/2+7,500円																		
32,001～56,000円	①×1/4+14,000円	40,001～70,000円	②×1/4+17,500円																		
56,001円～	28,000円	70,001円～	35,000円																		
①～⑤の区分ごとに上記の計算式により控除額を算出（小数点以下切上げ）																					
①新生命保険控除額	ア	一般生命保険料控除額 ア～⑤のうち一番大きい額																			
②旧生命保険控除額	イ																				
両方ある場合(①+②)		⇒																			
③新個人年金控除額	エ	個人年金保険料控除額 ①～④のうち一番大きい額																			
④旧個人年金控除額	オ																				
両方ある場合(③+④)		⇒																			
⑤介護医療控除額	カ	介護医療保険料控除額																			
		⇒																			
生命保険料控除額（最高額は70,000円）		合計																			
		円																			
地震保険料控除	前年中に、損保契約のうち地震等損害部分(火災保険は対象外)の保険料を支払った場合 ※地震保険料・旧長期損害保険料分を個別に下表で計算し、合計25,000円が限度 ※同一契約で地震保険料と旧長期損害保険料がある場合はどちらか一方のみ控除																				
地震保険料控除	①地震保険料	<table border="1"> <thead> <tr> <th>支払保険料の計</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～ 50,000円</td> <td>支払保険料×1/2</td> </tr> <tr> <td>50,001円～</td> <td>25,000円</td> </tr> </tbody> </table>	支払保険料の計	控除額	～ 50,000円	支払保険料×1/2	50,001円～	25,000円													
	支払保険料の計	控除額																			
～ 50,000円	支払保険料×1/2																				
50,001円～	25,000円																				
②旧長期損害保険料	<table border="1"> <thead> <tr> <th>支払保険料の計</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～ 5,000円</td> <td>支払保険料全額</td> </tr> <tr> <td>5,001円～15,000円</td> <td>支払保険料×1/2+2,500円</td> </tr> <tr> <td>15,001円～</td> <td>10,000円</td> </tr> </tbody> </table>	支払保険料の計	控除額	～ 5,000円	支払保険料全額	5,001円～15,000円	支払保険料×1/2+2,500円	15,001円～	10,000円												
支払保険料の計	控除額																				
～ 5,000円	支払保険料全額																				
5,001円～15,000円	支払保険料×1/2+2,500円																				
15,001円～	10,000円																				
ひとり親・寡婦控除	あなたが次の①～④のいずれにも該当する場合	控除額																			
	①現に婚姻をしていない人又は配偶者の生死の明らかでない人 ②総所得金額が48万円以下の生計を一にする子のある人 ③合計所得金額が500万円以下の人 ④事実上の婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいない	30万円																			
ひとり親・寡婦控除	あなたが次のいずれかに該当する場合(※ひとり親に該当する場合を除く) ①夫と離婚した後再婚せず、扶養親族を有し、合計所得金額が500万円以下で事実上の婚姻関係にあると認められる人がいない ②夫と死別した後再婚せず又は夫の生死の明らかでない場合で、合計所得金額が500万円以下であり、事実上の婚姻関係にあると認められる人がいない	26万円																			
	勤労学生控除	あなたが特定の学校の学生・生徒で、合計所得金額が75万円以下であり、かつ給与所得以外の所得が10万円以下である場合	26万円																		
障害者控除	あなたや同一生計配偶者、扶養親族が障害者である場合	控除額																			
	①一般障害者（身体障害者手帳3～6級、精神障害者保健福祉手帳2・3級、療育手帳B等）	26万円																			
	②特別障害者（身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳A等）	30万円																			
扶養控除	③同居特別障害者（②のうちあなたやあなたと生計を一にする親族と同居している人）	53万円																			
	あなたと生計を一にする親族の合計所得金額が48万円以下の場合	控除額																			
	一般の扶養親族（平成18年1月2日～平成21年1月1日生）	33万円																			
	一般の扶養親族（昭和30年1月2日～平成14年1月1日生）	45万円																			
	特定扶養親族（平成14年1月2日～平成18年1月1日生）	45万円																			
扶養控除	老人扶養親族（昭和30年1月1日以前生）	38万円																			
	老人扶養親族のうち同居老親等(※老人ホーム等への入所は同居とはいえません)	45万円																			

16歳未満の扶養親族	あなたに平成21年1月2日以後生まれの扶養親族がいる場合は、市民税・県民税の非課税判定を行う際に必要となりますので、必ず記入してください。 ただし、所得控除の対象にはなりません。
------------	--

※ひとり親・寡婦控除の対象かどうかは令和6年12月31日の現況での判断となり、生計を一にする子とは、他の人の同一生計配偶者や扶養親族になっていない人に限られます。

※障害者控除の対象かどうかは令和6年12月31日(年の途中で死亡された場合は死亡日)時点の現況で判断します。

※「扶養親族」とは、令和6年12月31日(年の途中で死亡された場合は死亡日)の現況が次のいずれにも該当する人をいいます。

- ・配偶者以外の親族(6親等内の血族及び3親等内の姻族)である
- ・あなたと生計を一にしている
- ・合計所得金額が48万円以下である
- ・青色申告者の事業専従者として給与の支払を受けていない
- ・白色申告者の事業専従者でない

※市民税・県民税の非課税範囲については、各人の所得や所得控除等の内容によって変わります。詳細については税務課個人市民税係へお問い合わせください。

○配偶者(特別)控除の速算表

配偶者控除	生計を一にする配偶者の合計所得金額が48万円以下(同一生計配偶者)	あなたの合計所得金額		
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
		控除額	控除額	控除額
	控除対象配偶者(昭和30年1月2日以後生)	33万円	22万円	11万円
	老人控除対象配偶者(昭和30年1月1日以前生)	38万円	26万円	13万円
配偶者特別控除	生計を一にする配偶者の合計所得金額が48万円超133万円以下	あなたの合計所得金額		
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
		控除額	控除額	控除額
	48万円超100万円以下	33万円	22万円	11万円
	100万円超105万円以下	31万円	21万円	11万円
	105万円超110万円以下	26万円	18万円	9万円
	110万円超115万円以下	21万円	14万円	7万円
	115万円超120万円以下	16万円	11万円	6万円
	120万円超125万円以下	11万円	8万円	4万円
	125万円超130万円以下	6万円	4万円	2万円
	130万円超133万円以下	3万円	2万円	1万円

※「同一生計配偶者」とは、令和6年12月31日(年の途中で死亡された場合は死亡日)時点で、あなたと生計を一にし、合計所得金額が48万円以下の人をいいます。青色申告者の事業専従者として給与の支払を受けている人や白色申告者の事業専従者となっている人は「同一生計配偶者」に該当しません。

※「控除対象配偶者」とは、同一生計配偶者のうち、あなたの合計所得金額が1,000万円以下の場合の配偶者をいいます。

※あなたの合計所得金額が1,000万円を超える場合は、いずれの控除も適用はありません。※夫婦がお互いに配偶者特別控除の適用を受けることはできません。

○基礎控除の速算表

合計所得金額	控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超2,450万円以下	29万円
2,450万円超2,500万円以下	15万円

※合計所得金額が2,500万円を超える場合は基礎控除の適用はありません。

医療費控除	医療費控除(通常)	前年中に、あなたやあなたと生計を一にする親族の医療費を支払った場合(支払った医療費の額－補てん金の額) - (①)10万円 (②総所得金額等の5%) ※①・②のうち低い額を差引 ※控除限度額は200万円
	セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)	前年中に、あなたが市や勤務先が実施する健診(検診)、予防接種等の「一定の取組」を行い、あなたやあなたと生計を一にする親族のスイッチOTC医薬品購入費を支払った場合(支払ったスイッチOTC医薬品の購入費－補てん金の額) - 12,000円 ※対象品目の場合はレシート等に記載 ※控除限度額は88,000円 ※通常の医療費控除と重複適用はできません。 適用希望の場合は「セルフメディケーション税制を適用」欄に✓を入れてください。

税額から差し引かれる金額(税額控除)の留意事項

○ふるさと納税ワンストップ特例(寄附金税額控除に係る申告特例)を適用した場合、この申告書を提出すると無効になるため、市民税・県民税申告書裏面「13 寄附金に関する事項」の記入及び受領書の提出が必要です。